

総社市告示第158号

令和3年度総社市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和3年総社市告示第153号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（子育て世帯への臨時特別給付金の支給等） 第3条 略 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯への臨時特別給付金の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。 <u>（1）先行給付金 対象児童1人につき5万円</u> <u>（2）追加給付金 対象児童1人につき5万円</u></p>	<p>（子育て世帯への臨時特別給付金の支給等） 第3条 略 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯への臨時特別給付金の金額は、<u>対象児童1人につき5万円</u>とする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。